

後見制度について（19） ～任意後見制度⑫～

任意後見制度を身近に感じていただくために、クモ膜下出血により発語もままならず、意思疎通も困難な状況となってしまった身寄りのない A 子さんを主人公にした事例の 11 回目をお話しします。

家庭裁判所の手続きを経て、OAG ライフサポートが A 子さんの任意後見人に正式に就任しました。OAG ライフサポートは任意後見人として A 子さんの財産管理や今後の療養介護についての手配を行い、A 子さんは 64 歳という若さでしたが、特別養護老人ホームに入居することができました。



A 子さんはその後、穏やかに特別養護老人ホームで過ごしていましたが、7 年ほど経過した頃には、食事の摂取量がどんどん減ってきてしまいました。A 子さんは元気なとき意思表示で、無理な栄養摂取はせず最期は自然に任せて高齢者施設等で過ごしたいと希望していたので、往診医師、施設担当者、施設ケアマネなど関係者で話し合いを行い、元気だった時の本人の希望通り、食べられる量だけ召し上がってもらい、無理な治療や栄養摂取はせずに自然に任せる「看取り介護」をお願いすることとなりました。

1 か月半後、A 子さんは痛みも苦痛も訴えることなく、静かに眠るように亡くなりました。普段どおりの一日を終えた後、特養の職員が深夜の見守りのために居室を巡回したときには、寝息を立ててぐっすり眠っていたそうですが、未明の巡回のときには、既に息をしていなかったとのこと。まさに「眠るように」亡くなったのです。

A 子さんがお亡くなりになった瞬間に、OAG ライフサポートは任意後見人としての立場は終了し、死後事務受任者という立場に移行します。ただし、任意後見人だった者として、任意後見監督人及び家庭裁判所に対し、最終的な財産管理の報告を行うとともに、A 子さんの遺産を適格者に引き継がなければなりません。

死後事務受任者の立場としては、A 子さんが希望していた方々に死亡の連絡をし、A 子さんの希望通りの葬儀を行い、A 子さんが準備していた永代供養墓にご遺骨を納骨し、その他、入居していた特養の契約解除と荷物処分、原状回復を行ったほか、受給していた年金の停止、健康保険の死亡の届出など、死亡に伴う一切の手続き事を行いました。これらはすべて、A 子さんがお元気なときに、死後の事務の権限を OAG ライフサポートに委任していただきたから出来たことです。

一方、任意後見人だった者の立場としては、死亡時点での A 子さんの財産を確定させた上で、任意後見監督人に最終精算書を提出します。A 子さんは遺言を作成していたので、遺言で指定されていた遺言執行者に、最終精算書で確定された遺産を引渡して、任意後見人としての業務は完了します。遺言がなかったとしたら、A 子さんの法定相続人に当たる人を調査して確定し、その方々に遺産を引き渡すこととなります。 つづく